

【ディール FX】重要事項等変更のご案内

ディール FX の重要事項等に変更がございましたのでご案内させていただきます。

重要事項の変更

2010年8月2日現在、以下の通りです。

ーカバー先金融機関についてー

ゴールドマン・サックス証券株式会社（証券業） 三井住友銀行（銀行業）
スタンダードチャーター銀行（銀行業） ユービーエス・エイ・ジー（銀行業）
バークレイズ銀行（銀行業） 香港上海銀行（銀行業）
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ（銀行業）
監督官庁・米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会
シティバンク・エヌ・エイ（銀行業） 監督官庁・米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会
JPモルガン・チェース銀行（銀行業） 監督官庁・米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド（証券業）
監督官庁・米国証券取引委員会・米国商品先物取引委員会及び米国連邦準備制度理事会
コメルツ銀行（銀行業） 監督官庁・ドイツ連邦金融監督庁
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー（銀行業）
監督官庁・英国金融サービス機構
ドイツ銀行ロンドン支店（銀行業） 監督官庁・ドイツ連邦金融監督庁及び英国金融サービス機構
ビー・エヌ・ピー・パリバ（銀行業） 監督官庁・フランス金融市場庁
ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー（銀行業） 監督官庁・英国金融サービス機構

ー必要証拠金額（取引証拠金）ー

ディール FX の必要証拠金額は個人のお客様は時価評価額の 2%、法人のお客様は時価評価額の 0.5%です。なお、両建てを行なっている場合は売りポジションと買いポジションの合計を基準に必要証拠金額を算出します。

弊社「外国為替証拠金取引」では、お客様からのご注文は、弊社によって執行され、お客様と弊社との間で契約が締結されます。なお、弊社は、当該取引により生じ得る弊社の損失の減少を目的として、上記に掲げた金融機関（以下「カバー先金融機関」という）との間でカバー取引を行っておりますが、本取引については弊社が全責任を負っており、カバー先金融機関とお客様との間には一切の契約関係はなく、本取引にかかるお客様からのご質問、ご照会に応じることはなく、本取引より生じ得る損失についてお客様が直接カバー先金融機関に請求権を持つことはありませんので、ご承知おきください。

なお、カバー先金融機関は予告なく追加変更されることがあります。最新の情報は弊社HP上にてご確認ください。弊社コールセンターまでお問い合わせください。

また、上記変更の外国為替証拠金取引説明書において該当する箇所は下記になります。ご不明の点などがございましたらお気軽にお問い合わせくださいませ。

ー弊社のカバー先金融機関に関してー ⇒ 説明書 1 ページ

ー必要証拠金額（取引証拠金）ー ⇒ 説明書 3 ページ

フリーコール：0120-86-9686（08:00～18:00/土日祝日を除く）

ひまわり証券株式会社

〒105-0022 東京都港区海岸 1-11-1

関東財務局長（金商）第 150 号（金融商品取引業）

加入協会：社団法人金融先物取引業協会・日本証券業協会